主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人本吉加岐磐の上告趣意は違憲をいう点もあるが、実質は単なる法令違反の主張であり(原審弁護人選任届の弁護人の表示が記名であつても、右弁護人が異議なく公判に立会して弁論し、被告人にも異議なかつたことは記録上明らかであるから、右弁護人選任届は違法ではない。昭和二六年(あ)第二六八号同二八年二月一九日第一小法廷決定刑集七巻二号二四二頁参照)、その余は単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項本文により、裁判官全員 一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和三九年六月一八日

最高裁判所第一小法廷

吾	謹	部	長	裁判長裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官
郎	朔	藤	斎	裁判官
郎	=	田	松	裁判官